明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である古谷直が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月二十四日

東京都港区南麻布五丁目二番三二号
パラダイム・ワールドワイド・リミテッド
日本における代表者　古谷　直

**限定承認公告**

本籍宮城県大崎市古川荒谷字新関太郎一二二番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　日向　務

右被相続人は平成二十六年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十三日仙台家庭裁判所古川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

宮城県大崎市田尻大嶺字北山一〇二番地二
相続財産管理人　鈴木　里美

**限定承認公告**

本籍兵庫県西宮市門戸西町一〇番、最後の住所千葉県佐倉市上座五一五番地一〇五
被相続人　亡　重松眞佐樹

右被相続人は平成二十六年五月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

横浜市中区本町一丁目三番地綜通横浜ビル八階　立川・及川法律事務所
限定承認者重松光子
代理人弁護士　及川健一郎

**限定承認公告**

本籍鹿児島県枕崎市枕崎五〇八一番地、最後の住所中国山東省青島市、日本における最後の住所神戸市北区花山東町二番二二―一〇四号
被相続人　亡　大工園次郎

右被相続人は平成二十六年三月三日死亡し、その相続人は平成二十六年八月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十四日

兵庫県西宮市甲陽園本庄町六番五〇―四五七号
限定承認者　中川　祐子

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十四日

大阪市中央区南船場二丁目二番一〇号
株式会社泰建
代表取締役　加藤　玲子

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を五十一億四千七百万円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年三月二十五日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記の通りです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年一月二十三日
掲載頁　六十頁（号外第十四号）
平成二十七年二月二十四日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
カムイソー特定目的会社
取締役　藤田　収二

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を三十五億三千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年三月二十五日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記の通りです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第八十八号）
平成二十七年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
カムイ特定目的会社
取締役　藤田　収二

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を八億五千万円減少し五億円として、発行済優先出資総口数二万七千口を一口に対して金五万円をもって一万口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は一万七千口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、八億五千万円です。効力発生日は平成二十七年三月二十六日であり、臨時社員総会の決議は平成二十七年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月三十日
掲載頁　一四九頁（号外第九十六号）
平成二十七年二月二十四日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社水戸泉町インベストメント
代表取締役　荒川　真司

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は優先資本金の額を八億五千万円減少し五億円として、発行済優先出資総口数二万七千口を一口に対して金五万円をもって一万口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月二十六日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十七年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社水戸泉町インベストメント
代表取締役　荒川　真司

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を十一億一千八百五十万円減少し、発行済優先出資総口数二万二千三百七十口を一口に対して金五万円をもって全口有償消却することとしました。消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、十一億一千八百五十万円です。効力発生日は平成二十七年三月二十六日であり、臨時社員総会の決議は平成二十七年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月十日
掲載頁　六十二頁（号外第八十一号）
平成二十七年二月二十四日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社湘南辻堂インベストメント
代表取締役　荒川　真司

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は優先資本金の額を十一億一千八百五十万円減少し、発行済優先出資総口数二万二千三百七十口を一口に対して金五万円をもって全口有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月二十六日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十七年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内
特定目的会社湘南辻堂インベストメント
代表取締役　荒川　真司

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成十七年一月十四日東北地方整備局告示第五号（都市計画に関する件）（原稿誤り） | | | | |
| 九 | 二 | 二二～二一 | 終りから 富久山町字三角堂、久保田 | 富田町字三角堂並びに富久山町久保田 |
| 平成二十六年三月三十一日（号外第七十一号）北陸地方整備局告示第五十四号（道路に関する件）（原稿誤り） | | | | |
| 五 | 上 | 終りから七 | 第十二条 | 第十三条第三項 |

◉号外　二月二十四日付第三九号六ページ●同日付政府調達第三五号二四ページ
◉お知らせ　二月十七日付末尾中（第一八八回）衆会追録一月十四日は一月九日に訂正

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）